

## 理科教育設備整備費等補助金事業 変更について

文部科学省より、令和元年8月7日に、理科教育のための設備の基準に関する細則を定める省令及び理科教育設備整備費等補助金交付要綱の一部改正についての通知がありました。

具体的には来年度から始まる小学校の理振事業について、下記の通り変更になることが通知されました。

### 1. 理科教育設備整備費等補助金交付要綱の一部改正について

	改正後（変更部分 <u>太字</u> ）	従前（変更部分 <u>    </u> ）
追記	一部改正 令和元年8月7日	
変更	第7条の2 補助事業者は、設備整備を計画的、効果的に進めていくため、別記2別表の <b>最重点設備及び重点設備</b> の優先的な整備に努めるものとする。	第7条の2 補助事業者は、設備整備を計画的、効果的に進めていくため、別記2別表の <b>重点設備</b> の優先的な整備に努めるものとする。
変更	第11条 補助事業者は、補助事業の遂行及び支出状況について、 <b>大臣、都道府県教育委員会又は都道府県知事</b> （以下「大臣等」という。）の要求があったときは、速やかに状況報告書（様式第6）を大臣等に提出しなければならない。	第11条 補助事業者は、補助事業の遂行及び支出状況について、 <b>大臣（補助事業者が市町村にあっては都道府県教育委員会、学校法人にあっては都道府県知事）</b> （以下「大臣等」という。）の要求があったときは、速やかに状況報告書（様式第6）を大臣等に提出しなければならない。
追記	附則（令和元年8月7日一部改正） この要綱は、令和元年8月7日から施行し、令和2年度予算に係る補助事業から適用する。	

2. **【最重点設備品目】の指定** -----設備品目の優先順位づけにおいて、すべての学校が最低限整備すべき設備として最重点品目が指定されました。

### 3. 設備品目リスト<小学校>

（新規） [音の学習用具]、おんさ、電気の利用プログラミング学習セット、水のしみこみ方実験セット、製氷器、デジタル気体チェッカー（酸素センサー含む）、生物顕微鏡、双眼実体顕微鏡、提示用顕微鏡  
※顕微鏡が生物顕微鏡と双眼実体顕微鏡と分けて表示されました。

（削除） 従来の [教材提示器具] が削除されました。

太字：最重点設備 ：新規設備

品目	例示品名	品目	例示品名
<b>【計量器】</b> 長さ測定用具 体積測定用具 重さ測定用具 時間測定用具 温度測定用具 電気測定用具	上皿てんびん、 <b>電子てんびん</b>  記録温度計 <b>直流電流計</b>	気象の学習用具  環境の学習用具 てこの学習用具 土地の学習用具  空気の学習用具	<b>百葉箱（デジタル製を含む）</b> 、 簡易型風向風速計 pHメーター <b>てこ実験器</b> 、てこの規則性体験セット 流水の働き実験器、ふるいセット、 <b>水のしみこみ方実験セット</b> <b>気体採取器</b> 、 <b>デジタル気体チェッカー（酸素センサー含む）</b> <b>冷凍冷蔵庫</b> 、低温恒温器、 <b>製氷器</b> <b>生物顕微鏡</b> 、小型双眼実体顕微鏡、 <b>双眼実体顕微鏡</b> 、 <b>提示用顕微鏡</b> <b>薬品庫</b> 廃液用ポリタンクセット <b>鉄製スタンド</b> 、直流電源装置 取付型コルクボーラー、簡易マイクローム
<b>【実験機械器具】</b> 物と重さの学習用具 風とゴムの学習用具 光の学習用具 <b>音の学習用具</b> 磁石の学習用具 生物の飼育・栽培用具	照度計 <b>おんさ</b> 磁化用コイル、演示用電磁石 <b>アクアリウムセット</b> 、植物育成棚、 園芸用具セット	定温器 顕微鏡  保管庫 薬品処理装置 実験支援器具 教材作成用具	<b>【野外観察調査用具】</b> 簡易ブランクトンネット
空気と水の学習用具 熱の学習用具 光電池の学習用具 電気の学習用具	気体の対流実験器 光電池用ライト 充電器 <b>電気の利用プログラミング学習セット</b>	<b>【標本】</b> 火成岩標本、堆積岩標本、化石標本、 火山噴出物標本、映像教材	
天体の学習用具	天体望遠鏡、月球儀、太陽光源装置、 双眼鏡、簡易天体投影機、二球儀	<b>【模型】</b> 人体の模型  植物の模型 動物の模型  土地の模型	<b>筋肉付腕の骨格模型</b> 、 <b>人体骨格模型</b> 、 <b>人体解剖模型</b> 、胎児発育模型  昆虫発生順序模型、メダカ発生順序模型、 昆虫模型セット 火山地形模型、堆積地形模型、地層模型
物の運動の学習用具 人体の学習用具	振り子実験器 呼吸器モデル実験器		

4. 1校当たりの基準金額が変更になりました。

(単位：千円)

区分 学校種別等	理科設備			算数設備		
	下段は、最重点設備の整備に必要な金額の目安			下段は、重点設備の整備に必要な金額の目安		
	改正後	従来	増減	改正後	従来	増減
小学校	11,630	10,341	1289	929	2,124	△ 1195
義務教育学校前期課程	3,620	6,379	△ 2759		2,064	△ 2064
視覚特別支援学校 〈小学部〉	6,570	6,565	5	1,328	841	487
	3,562	4,441	△ 879		780	△ 780
聴覚特別支援学校 〈小学部〉	5,452	5,108	344	930	841	89
	1,587	2,770	△ 1183		780	△ 780
知的特別支援学校 〈小学部〉				229	431	
					375	
肢体等特別支援学校 〈小学部〉	5,458	5,052	406	677	887	△ 210
	1,865	2,646	△ 781		727	△ 727